

23. チェコへの入国と滞在・就労

チェコ共和国への外国人入国及び国内長期滞在の条件は、チェコ国内における外国人在留に関する No.326/1999 法の改正法に規定される。

また、2004 年のシェンゲン条約調印に伴い、シェンゲン圏の出入域の条件を含む、シェンゲン条約適用地域内の人の移動に関する共通ルールを 2007 年 12 月以降適用しています。

23.1.EU 圏外国

外国人、いわゆる第三国（EU、スイス、ノルウェー、アイスランド及びリヒテンシュタイン以外）の国民は、理事会規則（EC）539/2001 により定められているビザ取得義務の有無に応じてシェンゲン圏内にビザ無しでも入国できる。ビザが要求される国の国民は、90 日間以内の短期滞在目的でチェコに入国する場合は、共通シェンゲンビザ(以下説明)を取得する必要がある。しかし、就労目的でチェコ国内に滞在する場合は、本来ビザ免除制度の対象である外国人でもビザの申請を義務付けられている。

チェコ国内に滞在する期間により、90 日間以下は短期ビザを、90 日間以上は長期ビザ・滞在許可（家族の再統合用長期ビザ、留学長期ビザ、就労用の就業カードやブルー・カード、等）の何れかを申請する。通常のビザ申請は、所定のビザ申請書と必要な書類をチェコ在外公館（場合によってはチェコ国内においてチェコ内務省）にて本人が提出する。

重要：ビザ免除制度の対象である外国人は、毎 180 日間のうち 90 日間までの滞在資格がある。

23.1.1.チェコ国内での住所登録

滞在ビザを発給された全ての外国人は、チェコ入国後 3 営業日以内に居住地を所管する外国人警察へ届け出ることが義務付けられている。但し、宿泊提供施設でこの義務を果たした外国人を除く。チェコ在外公館で滞在許可（就業カードまたはブルー・カード）を申請し、許可が下りた外国人は、チェコ入国後 3 営業日以内に生体認証のための情報（指紋及び顔写真）を提供しなければならない。

23.1.2.シェンゲンビザ（短期ビザ）

シェンゲンビザは、90 日間を上限とする短期ビザである。このビザは、シェンゲン圏に入国及び短期滞在（180 日間の間で 90 日間以内）するために必要な許可証であり、特に観光や商用、会議出席や国の通過を目的とするものである。

短期滞在ビザは、一次・二次・数次入国ビザとして発給される。

申請から発給までの所要日数は、15 日以内となっているが、通常はそれ以下になる。

23.1.3.長期滞在ビザ・滞在許可

23.1.3.1.長期滞在ビザ（90 日以上）の滞在ビザ）は、チェコ国内において 1 年以内の滞在を可能としている。このビザは、チェコへの数次入出国を可能とする。一般的には、滞在許可を取得する前提条件である。

長期滞在ビザは、単一滞在目的（自営業目的、就学、家族の再統合、健康上の目的、その他）に発給できる。長期滞在ビザは就労目的のビザとしては発給できない。就労活動を目的としチェコへ入国する外国人は就業カードあるいはブルー・カード（以下説明）を申請する必要がある。また、その申請書に記載されている滞在目的を証明する書類を提出する義務がある。

申請から発給までの所要日数は、90 日以内となっている。申請が却下された場合は、本人は、却下連絡を受理した日から 15 日以内に上告（ビザ発給拒否理由の再査定を要求）する権利がある。また、在外公館の要求がある場合には、長期滞在ビザ申請者は面会を受ける義務がある。

23.1.3.2.就業カードとは、90 日を超える期間においてチェコで就労したい外国人に適用される滞在許可証である。現地採用される外国籍被雇用者の場合は、このカードは滞在許可兼労働許可となる。EU 圏外の国籍を有する派遣社員の場合は、就業カード申請に先立ち労働許可を申請しなければならない。

現地採用された外国籍被雇用者（チェコの雇用契約に基づく）

就業カード申請書は、労働市場テストの対象となり、所定の条件（最低賃金を上回ること、労働時間の雇用契約書による証明等）を満たす必要がある。就業カード申請書はチェコ在外公館に提出する。申請後 60 日以内に内務省が発行可否を決定する。複雑な場合は、決定までに 90 日間かかることもある。

チェコに派遣された外国籍被雇用者（外国雇用主により派遣）

外国人被雇用者と派遣先のチェコ企業が労働許可を先ず申請する必要がある。労働許可証あるいはその申請番号が発行された時点で、チェコ在外公館に就業カード申請ができる。申請後 60 日以内に内務省が発行可否を決定する。複雑な場合は、決定までに 90 日間かかることもある。

就業カードの有効期限は、雇用契約書や派遣通知書の期限または最長 2 年となっている。

以下の場合、労働許可証が不要：

- チェコに短期滞在し、役務提供或いは組立・修理作業等を行なう第三国の国民（但し、連続7日間以上または年間合計で30日間以下とする）
- 他のEU加盟国に所在する雇用者により役務提供の目的でチェコに派遣される第三国の国民、
- チェコの大学卒業生である第三国の国民であり、卒業した学習プログラムがチェコの高等教育認定委員会により認定されたもの。
- 家族の再統合用のチェコ滞在許可証を持つ第三国国民の家族一員で、その配偶者が有効なチェコ滞在許可証を持っているもの。
- チェコの永住権を有する第三国の国民。
- 第三国の国民が外国とチェコの関係会社内で能力向上のために最長6ヶ月派遣される場合。

23.1.3.3.ブルー・カードは、高資質のある被雇用者を対象とする滞在兼労働許可証である。ブルー・カード申請書は、労働市場テストの対象となり、所定の条件（雇用契約書によりチェコ平均賃金の 1.5 倍以上に相当する契約賃金の保証）を満たす必要がある。申請書は、チェコ在外公館に提出され、申請後 90 日以内に内務省が発行可否を決定する。通常、申請者は決定段階において面会を受ける。

ブルー・カードの有効期限は、雇用契約書の期限または最長 2 年となっている。

ブルー・カードは、EU における永住許可・長期滞在者資格の取得簡素化を図る EU 手段であり、家族の再統合の円滑化（チェコに滞在した最短期間の前提条件がない）を図る。

23. 2. EU加盟国

EU 域内の移動自由を認められる者（EU 加盟国国民及びノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイスの国民）は、目的の如何に関わらず、許可証やビザ無しで 30 日以内自由にチェコにおける出入国及び滞在が出来る。その際パスポートもしくは身分証明書を持参すれば十分とされる。EU 国民の家族が EU 圏外の国民である場合でも、ある条件を満たす限り、移動自由が認められる。理事會規則 38/2004（以下詳細）による EU 国民の家族であり、域内に同伴していることを証明しなければならない。

23. 2. 1. チェコ国内での住所登録

EU 国民がチェコ国内で継続 30 日間以上の滞在を予定している場合は、チェコ入国後 30 労働日以内に居住地を所管する外国人警察へ届け出ることが義務付けられている。チェコに既に滞在しているその家族についても同様な手続きをしなければならない。

23. 2. 2. 短期滞在許可証

- チェコ国内で3ヶ月以上の短期滞在を予定しているEU国民は、「在国短期滞在証明書」の発行申請することが出来る（義務ではない）。EU国民が「在国短期滞在証明書」を所持している場合は、EU圏外の国民であるその家族が短期滞在許可発行を申請すべきである。（ビザが要求される第三国の国民の場合には、義務付けられる短期滞在許可を申請・取得する前にチェコ入国のためのビザが必要となる。）永住許可の申請者についても同様な手続きが適用される。

EU 国民がチェコ国内で短期滞在する条件として短期滞在許可は必要とされないものの、「在国短期滞在証明書」を所持することが推奨される場合もある。基本的にはチェコに居住している EU 国民が居住する旨を証明する必要がある場合を意味するが、以下のとおりになる：

- 外為法に基づき不動産を購入する場合、
- 自動車登録、
- EU加盟国民の家族がEU圏外の国民であり、滞在許可を申請しようとする場合。
- EU国民がプラハに居住し、駐車カードを申請しなければならない場合など。

EU 国民の家族とは、配偶者、21 歳未満の子女または扶養家族、直系血族を言う。

短期滞在許可申請は、チェコ国内の居住地を所管する内務省支局にて行なう。申請から発給までの所要日数は、30 日以内となっている。EU 国民の家族の場合は、申請後 60 日以内となる。